

■ 学校のあり方検討委員会(H23.8設置)

設置目的

児童生徒数の減少に伴い，南九州市立小中学校の小規模化が進行していく中において，魅力と活力のある学校づくりを目指し，学校の適正規模について検討するため，南九州市学校のあり方検討委員会を設置する。



■ 学校のあり方検討委員会委員

公民館長代表

郡地区公民館長，中福良公民館長，川辺校区公民館長

保護者代表

別府中PTA会長，栗ヶ窪小PTA会長，知覧中PTA会長，松ヶ浦小PTA会長，川辺中PTA会長，川辺小PTA会長

学校長代表

九玉小学校長，鰐娃中学校長，中福良小学校長，知覧中学校長，神殿小学校長，川辺中学校長

■ 学校のあり方検討委員会の協議経過

第1回学校のあり方検討委員会（H23.8.16）

- ◆ 学校のあり方検討委員会の設置要綱，所掌事項の説明
- ◆ 今後の検討委員会の進め方について

第2回学校のあり方検討委員会（H23.11.9）

- ◆ 南九州市立小・中学校の現状について
 - ・ 児童生徒数の推移，校舎の耐震工事の状況

第3回学校のあり方検討委員会（H24.2.9）

- ◆ 南九州市立小・中学校の現状について
 - ・ 学力の概要，体力向上の概要，生徒指導の概要
- ◆ 遠距離通学の状況について

■ 学校のあり方検討委員会の協議経過

第4回学校のあり方検討委員会（H24.7.4）

- ◆ 鹿児島県の小・中学校の現状について
- ◆ 南九州市の小・中学校の現状について

第5回学校のあり方検討委員会（H24.8.31）

- ◆ 意見集約の方向性について

第6回学校のあり方検討委員会（H24.10.10）

- ◆ 学校のあり方検討委員会報告（案）の検討

■ 学校規模適正化の必要性

小規模校の利点

- 教師と子どもの密な人間関係の構築
- 異年齢による様々な活動の経験
- 校区民との交流，PTAの協力

小規模校の問題点

- 複式学級の負担の大きさ（教児共に）
- 集団の中で多様な考え方に触れる機会
- 部活動の種目の限定，チーム編成上の課題
- 中学校における教員配置の課題

■学校規模に関する文科省の基準

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（中学校においても、小学校の規則を準用）

「学校教育法施行規則」第41条

※ 参考資料 S59 文部省助成課資料より

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	学校統合の場合 の適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

■ 適正化の基本的な方針

小学校の適正規模

学校教育法施行規則では、小学校の学級数は12学級から18学級以下を標準としていますが、本市では、**複式学級の解消ができる学校づくりを目指します。**

中学校の適正規模

中学校の適正規模については、中学校の全教科の教諭が配置できるとともに多様な部活動ができるよう、**1学年2学級以上の学校づくりを目指します。**